

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	難病患者医療費支給関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は、難病患者医療費支給関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

越谷市長

公表日

令和8年1月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病患者医療費支給関係事務
②事務の概要	<p>本制度は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱」等の関係法令に基づき指定される指定難病等について、患者が保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部又は一部を、国又は県が公費負担し、患者家族の医療費の負担軽減を図ることを目的とする。</p> <p>越谷市においては、「(埼玉県)知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(第2条関係別表101)」に基づき、患者からの関係書類の受理、県への送付等の事務を行う。関係書類の受理に際しては、住民票情報、地方税関係情報、生活保護関係情報等の確認が必要となる。</p>
③システムの名称	難病患者等公費負担システム
2. 特定個人情報ファイル名	
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病の医療給付事業に関するデータファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表項番131
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施しない 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越谷市保健医療部保健所感染症保健対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市保健医療部保健所感染症保健対策課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話: 048-973-7531
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からのマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正確認を行っている。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input checked="" type="radio"/> 外部監査]
-------	---	-----------------------------------	---

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策		[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要ない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	越谷市総務部文書法規課情報公開センター 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136	事後	平成28年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 (②所属長)	島田 昌彦	渡邊 智行	事後	平成28年度人事異動に伴う所属長の交替
平成27年12月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	〒343-8501	〒343-0023	事後	誤記であることを確認した
平成29年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (②事務の概要)	2行目 関連法令に基づき指定される指定難病について	2行目 関連法令に基づき指定される指定難病等について	事後	表記の訂正
平成29年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (②部署)	越谷市保健医療部保健総務課	越谷市保健医療部保健所保健総務課	事後	部署表記の訂正
平成29年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市保健医療部保健総務課	越谷市保健医療部保健所保健総務課	事後	部署表記の訂正
平成29年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	日ごとの更新
平成29年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	日ごとの更新
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	日ごとの更新
平成30年5月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	日ごとの更新
令和1年6月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市保健医療部保健所保健総務課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目81番地 電話: 048-973-7531	越谷市保健医療部保健所保健総務課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話: 048-973-7532	事後	区画整理による地番変更
令和1年6月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (②所属長の役職名)	渡邊 智行	課長	事後	様式の見直しによる記載事項の変更
令和1年6月18日	IV リスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の見直しによる記載事項の追加
令和2年3月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事前	評価の再実施による変更
令和2年3月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事前	評価の再実施による変更
令和3年4月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 (①部署)	越谷市保健医療部保健所保健総務課	越谷市保健医療部保健所感染症保健対策課	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年4月23日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	越谷市保健医療部保健所保健総務課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話: 048-973-7532	越谷市保健医療部保健所感染症保健対策課 住所: 〒343-0023 埼玉県越谷市東越谷十丁目31番地 電話: 048-973-7532	事後	令和3年度から、行政組織を改正したことに伴う、部署名の変更
令和3年4月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	日ごとの更新
令和3年4月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	日ごとの更新
令和4年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	日ごとの更新
令和4年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	日ごとの更新
令和6年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	日ごとの更新
令和6年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	日ごとの更新
令和6年9月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	難病患者医療費支給ファイル	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病の医療給付事業に関するデータファイル	事後	評価書の見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一の項番98	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表項番131	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による修正
令和6年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号及び別表第二(情報照会)項番120	—	事後	評価書の見直し
令和6年9月30日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]委託しない リスク対策/十分である	[○]委託しない	事後	評価書の見直し
令和6年9月30日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手・提供) リスク対策/いずれも「十分である」	[○]接続しない(入手・提供)	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年9月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	評価書の見直し
令和8年1月5日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	(対策は)十分である／判断根拠の記載	事後	様式変更による記載事項の追加
令和8年1月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 (対策は)十分である／判断根拠の記載	事後	様式変更による記載事項の追加